七十七、大丈夫製菓こと竹田霞に対する件

昭和四十四年(排)第五号

排除命令

大分県別府市南町三番九号
大丈夫製菓こと
竹田霞

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、大丈夫製菓こと竹田霞は、その販売する小売価額二百円の「湯つぼ」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同人は、小売価額二百円の「湯つぼ」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同人が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は包装箱の総容積の約十二・九パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同人は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書もつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

大丈夫製菓こと竹田霞(以下「大丈夫製菓」という。)は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

大丈夫製菓は、小売価額二百円の「湯つぼ」と称する商品(別添写真参照)を昭和三十五年ごろから製造し、別府市内の地域に販売している。

当該商品は、通常店頭では、開蓋して陳列されているが、「湯つぼ」と称する餅菓子二十個が、縦二十九センチメートル、横二十一センチメートル、高さ三・一センチメートル(総容積千八百八十七・九立方センチメートル)の包装箱に縦五個、横四個に詰められ、その包装箱は、縦・横〇・五センチメートルの額縁状の枠がほどこされ、さらにその額縁状の枠から、縦横に幅一・四センチメートルから一・八センチメートルのレース編模様の紙リボンをもつて縁取がほどこされ、包装箱の表面は透明なセロハン紙でおおわれたもので、開蓋した場合には、あたかも外見からは、「湯つぼ」が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該商品の内容物である「湯つぼ」は、縦三センチメートル、横二・六センチメートル、厚さ一・五センチメートル(体積約十一・七立方センチメートル)の餅を銀紙と紙を貼り合せた包装紙で餅の表面積の約二倍の大きさにくるみ、これを「湯つぼ」と表示したセロハン紙でおおつたものであつて、結局、当該商品の内容物である餅の総体積(約二百三十四・七立方センチメートル)は、包装箱の総容積の約十二・九パーセントに相当する量しかない。

よつて、大丈夫製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、大丈夫製菓の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十四年一月十七日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写真

